
共生社会の実現に向けた 生涯学習・社会教育施策

令和3年9月6日

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室 井口啓太郎

今日お話しすること

福祉教育そのものの政策というより…

文科省が進めている生涯学習・社会教育政策のうち
福祉教育とかかわりの深い政策について

- I. 生涯学習・社会教育政策の概要・背景
 - II. 地域と学校の連携・協働
 - III. 公民館等の社会教育施設
 - IV. 障害者の生涯学習
 - V. 社会教育士をはじめとした教育人材
-

生涯学習とは？・社会教育とは？

「生涯学習とは、自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範な学習のことである。」

【生涯学習に関する法律の規定】

教育基本法(平成18年法律第120号)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

「社会教育とは、教育のうち、学校又は家庭において行われる教育を除き、広く社会において行われる教育のことである。」

【社会教育に関する法律の規定】

教育基本法(平成18年法律第120号)

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他適切な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

社会教育法(昭和24年法律第207号)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

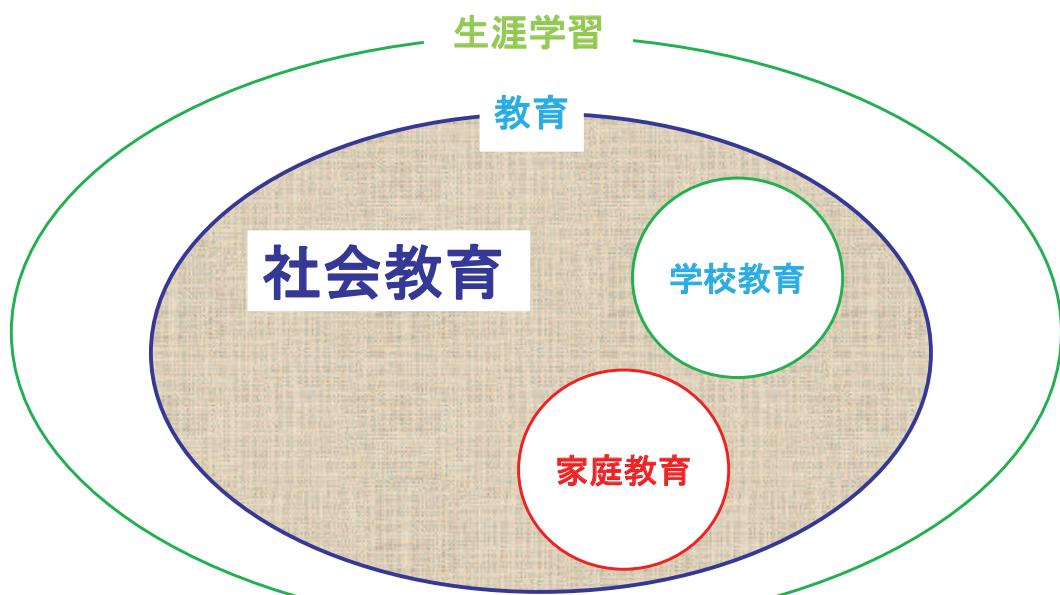
3

生涯学習とは

自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範な学習

社会教育とは

広く社会において行われる組織的な教育活動(学校教育・家庭教育を除く。)



4

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する。

- ・現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- ・女性活躍推進のためのリカレント教育の強化
- ・高齢者等の生涯学習の推進
- ・若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ・生涯を通じた文化芸術活動の推進
- ・生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備

目標(11)人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

少子高齢化、人口減少などの環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進する。

- ・新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討
- ・社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成
- ・施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営
- ・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
- ・生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備

目標(12)職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて、「学び」と「労働」の循環につなげができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。

- ・教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施
- ・社会人が働きながら学べる学習環境の整備
- ・経済的な支援の実施
- ・労働者の学びに関する企業側の理解促進
- ・高等教育機関における実践的な職業教育の推進

目標(13)障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるように、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

- ・学校卒業後における障害者の学びの支援
- ・地域学校協働活動の推進
- ・切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実
- ・大学等における学生支援の充実
- ・障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等

5

第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育
～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～

1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

社会的包摂の実現

- ・地域の多様な人たちが相互に理解し合い共生できる環境をつくる上で、社会教育は極めて重要な役割を果たすことが期待されている。
- ・様々な理由で困難を抱える人たちに対し、知識や技能を習得する機会を充実するなど、社会教育における学習機会の拡充が重要。

人生100年時代と生涯学習・社会教育

- ・マルチステージの人生においては、必要な時に必要な学びを通じ成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められる。また、職場や職種の転換を経験する機会も増える可能性が高まるため、必要な資質・能力等を更新できる学びの場が重要。
- ・時間的・空間的な制約を超えた学びなど、新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能になる。
⇒新しい技術を活用した学びの利点を最大限生かし、取組を更に充実・発展していくことが求められる。

Society 5.0に向けたこれからの生涯学習・社会教育

- ・ICT機器を利用できる者とできない者の格差（デジタル・ディバイド）の解消は、住民の安全や命を守ることにもつながる。

地域活性化の推進

- ・地域における豊かな学びを推進するためには、多様な主体が連携・協働し共に学び合うことが求められる。

子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進

- ・子供・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要。社会教育・学校教育という区分を超えて充実を図るべき。

6

第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 3つのキーワード

1 「命を守る」生涯学習・社会教育

- 新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、必要な知識を得たり課題解決に向けて共に学び合ったりする機会の充実は、あらゆる人々の「命を守る」ことに直結。
- 「誰一人として取り残さない」包摂的な社会の実現のため、様々な人たちに必要な学びの機会を設けることが重要。
- 学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要。

2 I C T活用、デジタル・ディバイド解消

- 新しい技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組合せにより、多様な交流や人と人とのつながりを広げる可能性があるなど、学びが更に豊かなものに。
- インターネットが生活のオプションではなく生きしていくための情報を得る命綱にもなり得る時代において、ICT機器を利用できる者とできない者の格差（デジタル・ディバイド）の解消は、住民の安全や命を守ることにもつながる。

3 子供・若者の地域・社会への主体的な参画

- 子供・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要。
社会教育・学校教育という区分を超えて充実を図るべき。

7

コミュニティ機能の低下に伴い、危機的な課題が山積

○集落の小規模・高齢化が進むにつれ、集落での生活や生産活動、さらには、従来から行われてきたコミュニティの共同活動の継続が困難となってきている。

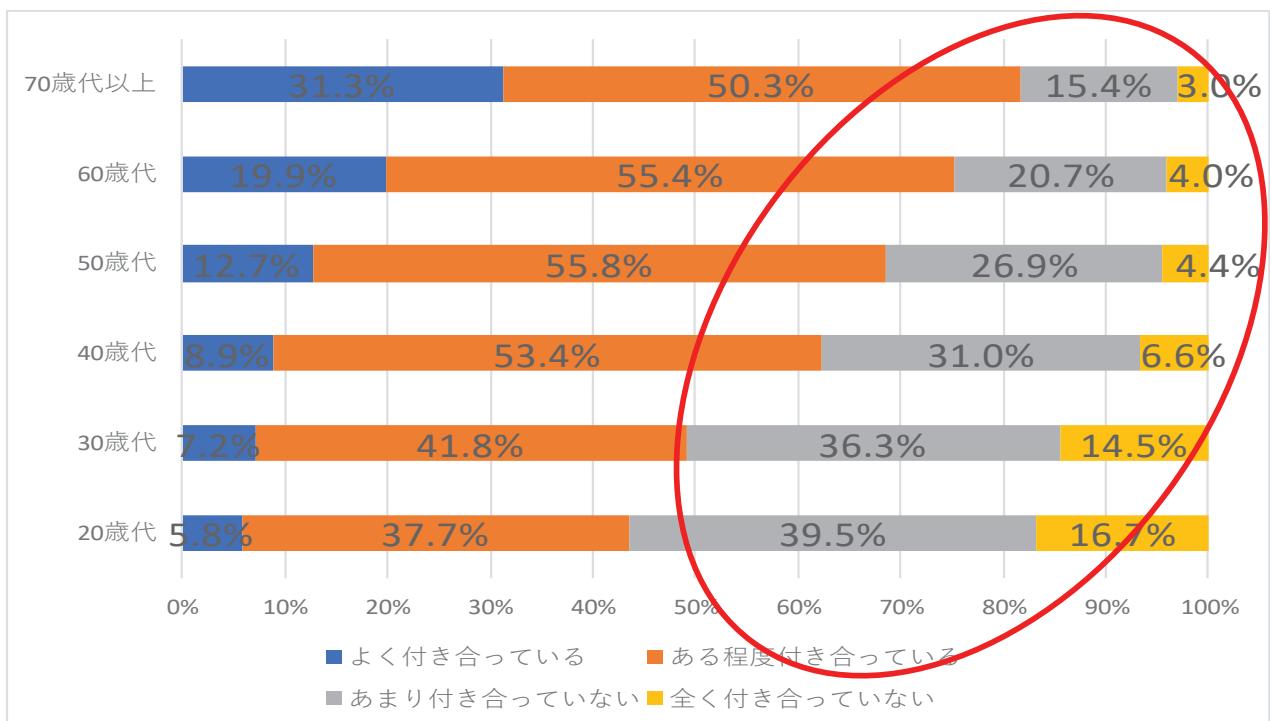
■多くの集落で発生している主な問題



出典:「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(平成28年9月国土交通省、総務省)
http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000095.html

若年層ほど、地域での付き合いがなく、孤立化している

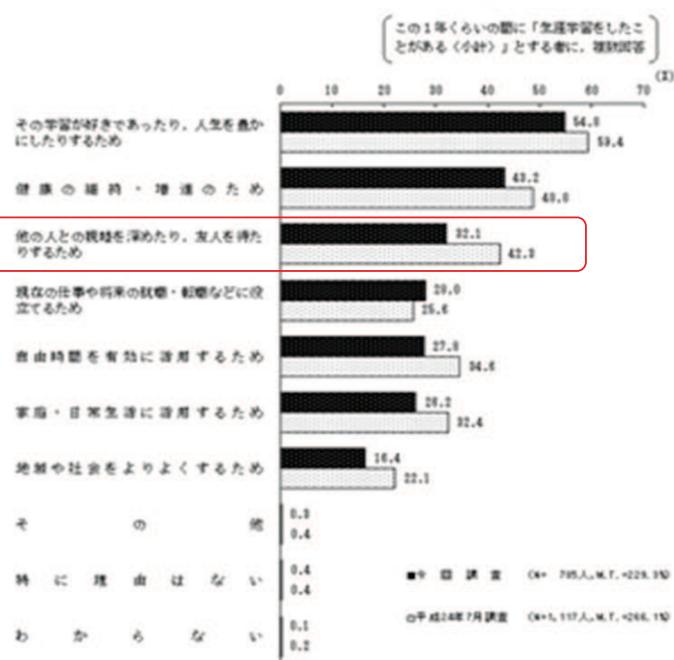
年齢階級別の地域での付き合いの程度



9

生涯学習の目的は、他の人の親睦を深めたり、友人を得たりするため

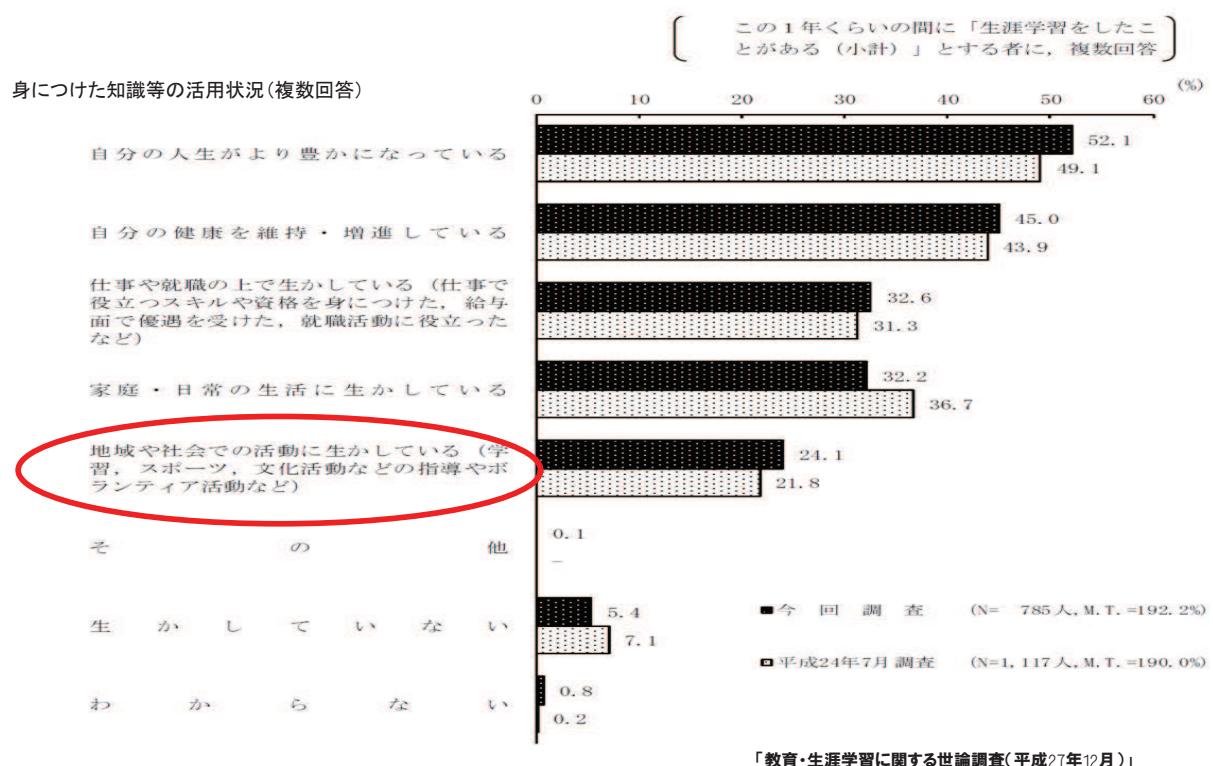
生涯学習の目的



(出所) 平成27年度内閣府「教育・生涯学習に関する世論調査」

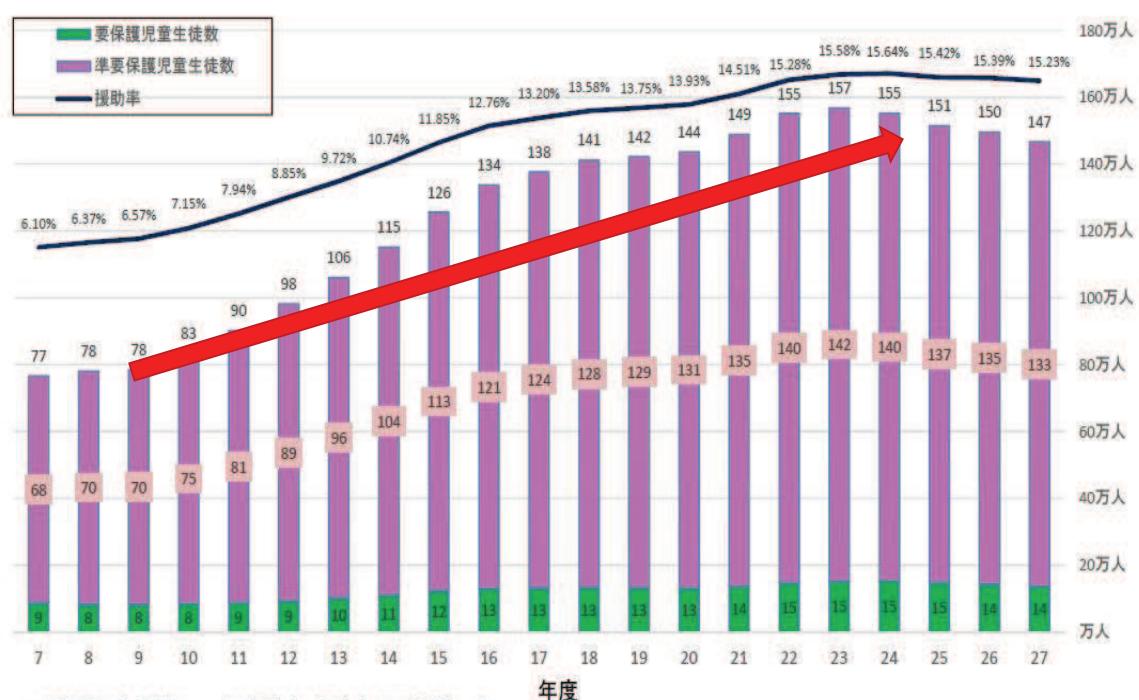
10

生涯学習で身に付けた知識を地域や社会での活動に活かしている人 4人に1人



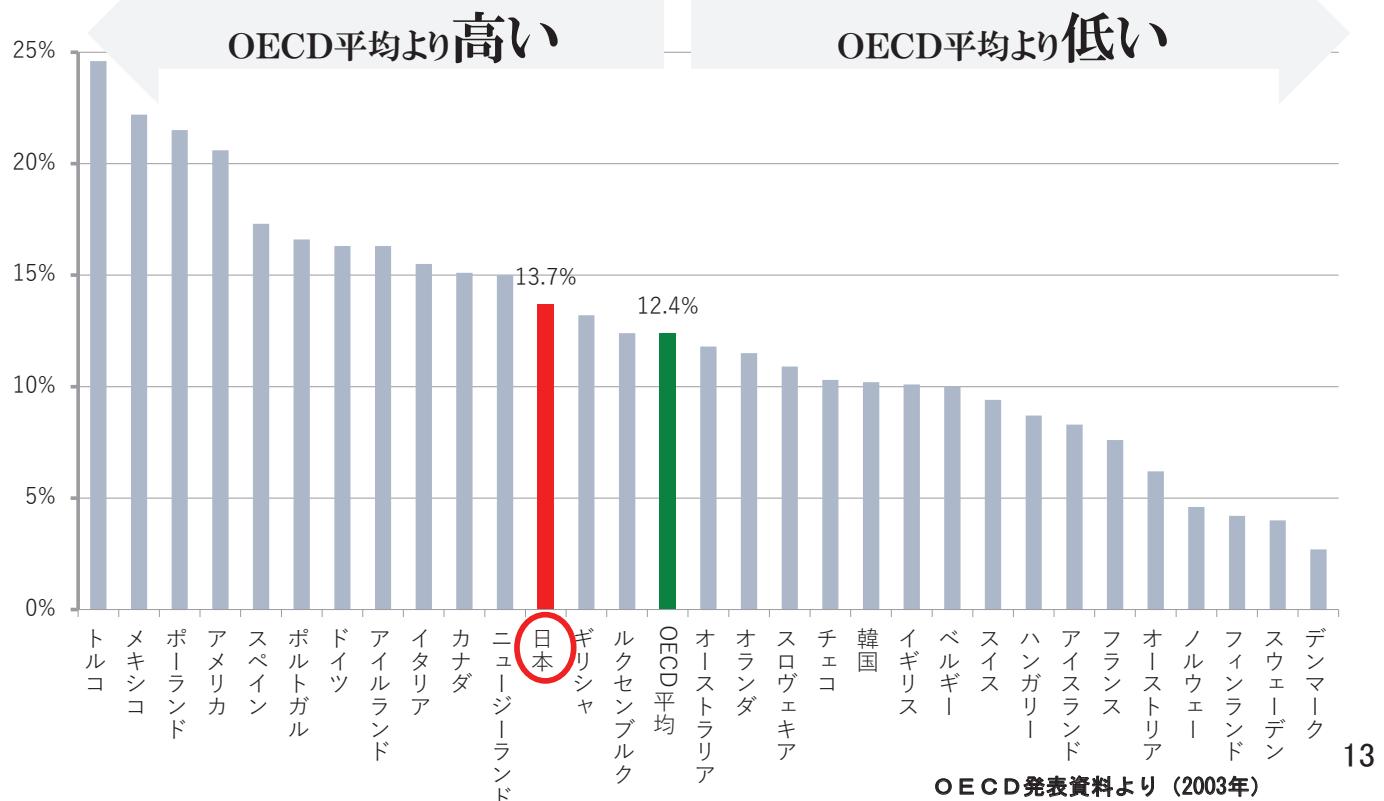
11

子供の貧困－就学援助率は増加傾向－ (6人に1人が援助を受けている)



12

子どもの貧困率は国際的にも高く、経済格差が拡大している
(2012年は16.3%)



13

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における教育力の低下

- 少子化・核家族化・都市化・情報化等の経済社会の変化
- 地域における地縁的なつながりの希薄化
- 地域の人間関係の希薄化等

学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 保護者の学校に対するニーズの多様化
- 生徒・児童指導に関する課題の複雑化
- 教員の働き方改革の必要等

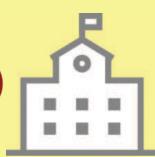
新学習指導要領の理念 「社会に開かれた教育課程」

- 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- 地域の人的・物的資源の活用**、社会と共に連携しながら、開かれた学校教育を展開

地域 学校

- ◆**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**
- ◆**地域学校協働活動、地域学校協働本部**

地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進



14

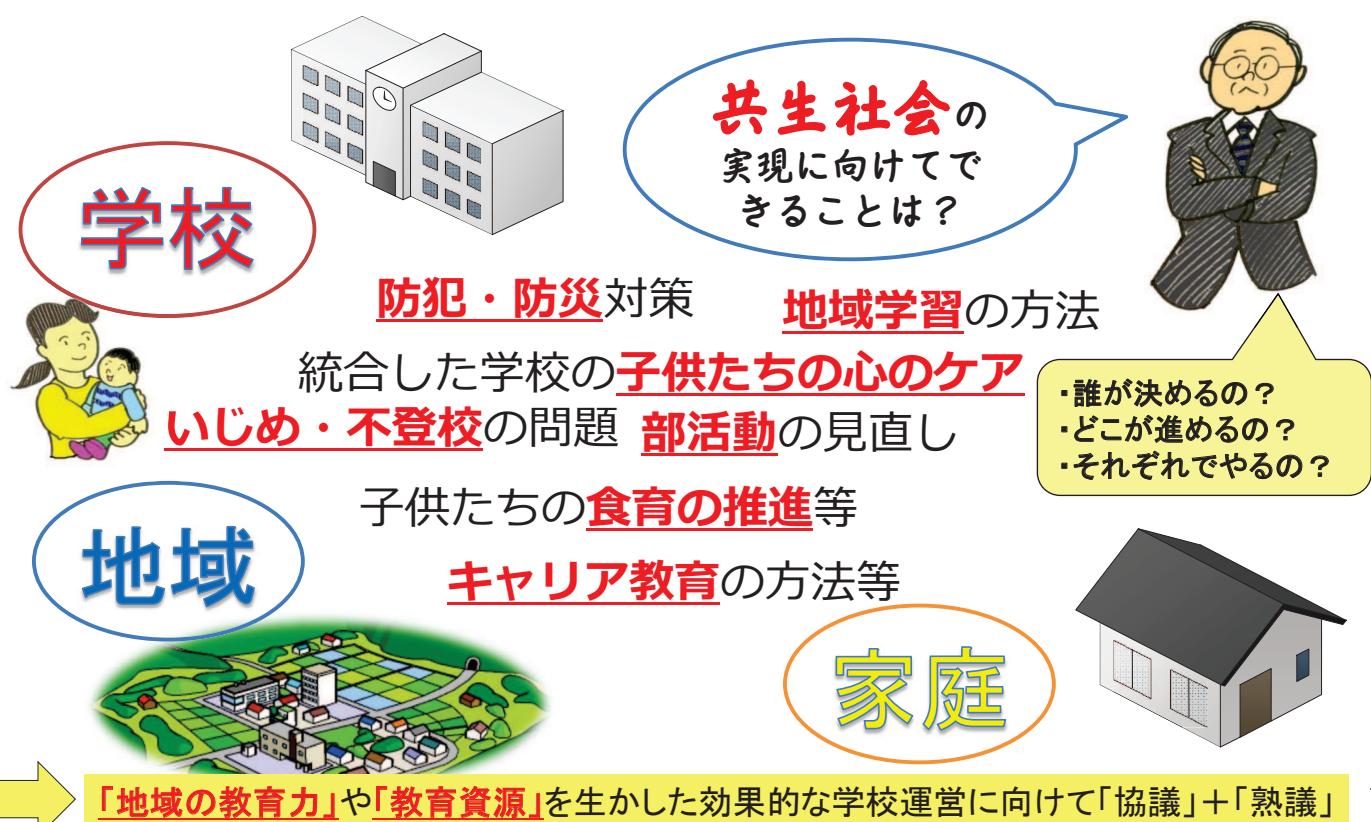
<社会に開かれた教育課程>

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの中を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会)

地域と学校の連携・協働のあり方～学校の視点から～

複雑化・困難化した課題への対応(学校運営協議会で議論される内容の一例)



地域と学校の連携・協働のあり方～地域社会の視点から～

コミュニティ・スクールは、「地域とともににある学校づくり」を通じた「地域づくり」の取組でもある

子供をとりまく課題は社会全体に広がっているが、課題に直面している人々は分断されている
→ 自ら子供たちや教育の問題に関わることが、**社会につながっていると感じられる機会**になる
→ 市民の**誇り、自信、当事者意識の醸成**につながる
→ 単に子供や学校をより良いものにしていく「学校づくり」の仕組みから、
「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みにつながる。

CSの取組を通じた行政まかせにしない **市民意識の醸成が、様々な分野に波及**

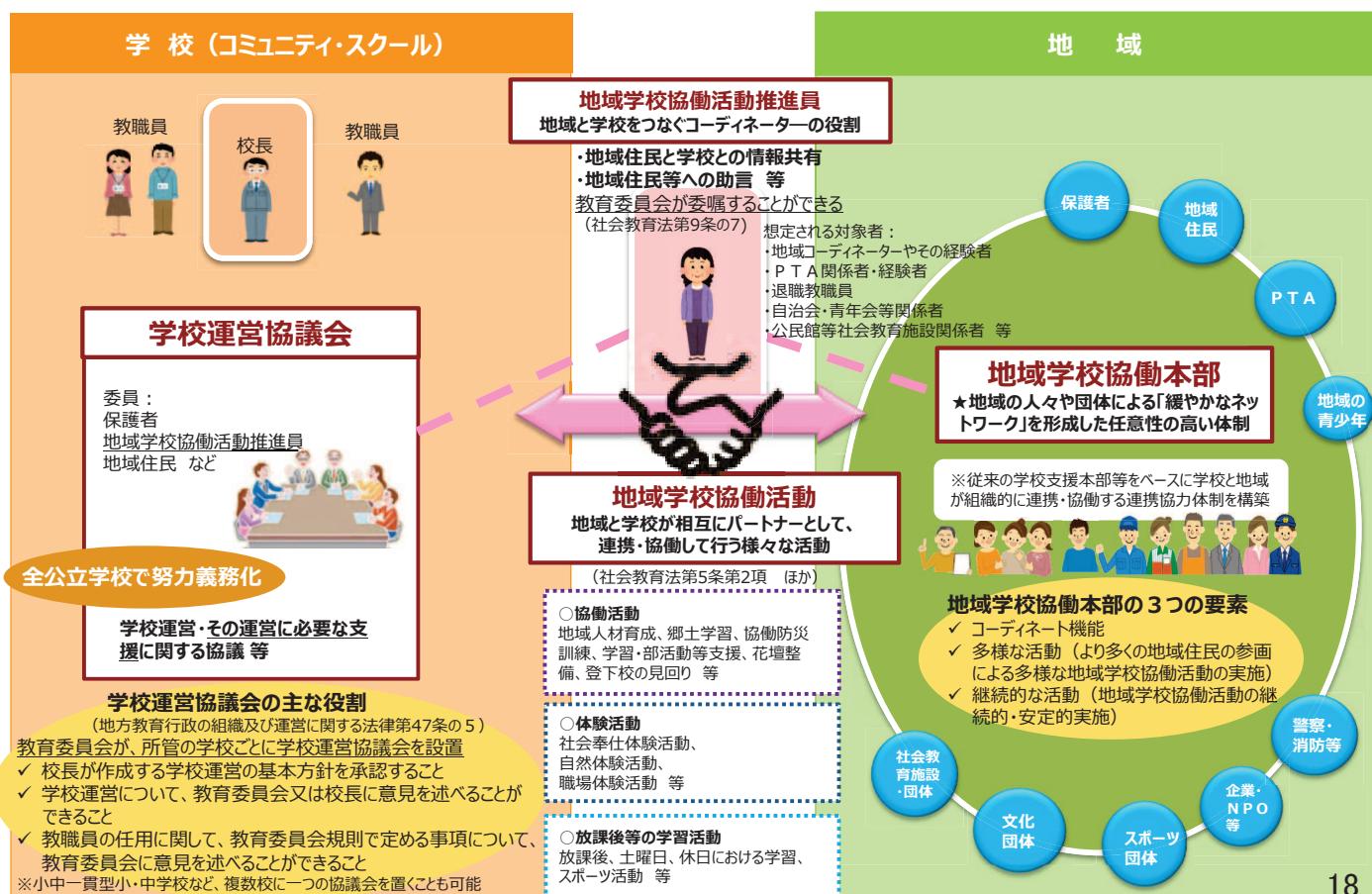
- (例)
- ・地域への問題意識の高まり、活躍
 - ・公共性の高まり、相互扶助
 - ・自主防災組織化の進展
 - ・食と健康への関心の高まり
 - ・高齢者の活動機会増による医療費削減
 - ・社会不安の鎮静



S D G s の実現にも寄与

17

地域と学校の協働体制の概要



18

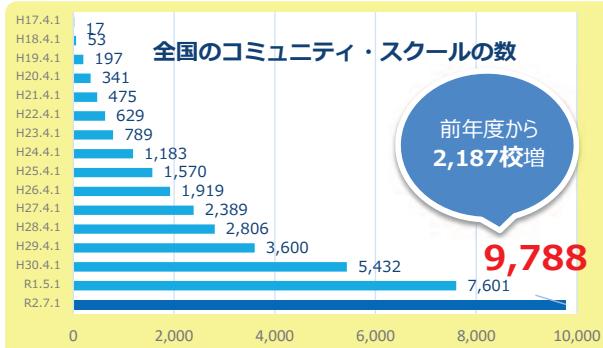
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況 一学校数一

学校運営協議会を設置している学校数

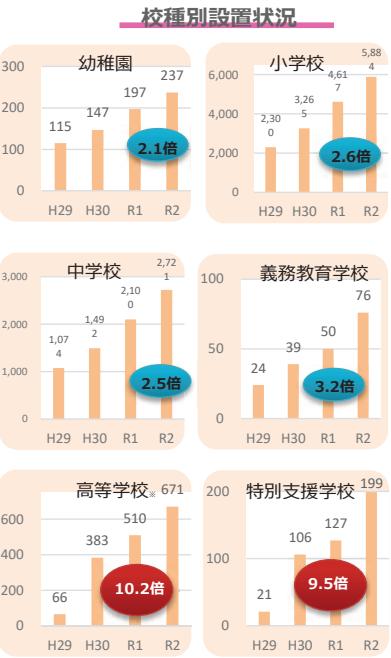
46都道府県内 9,788校 (令和2年7月1日現在)

(幼稚園237、小学校5,884、中学校2,721、義務教育学校76、高等学校668、中等教育学校3、特別支援学校199)

全国の学校のうち、27.2%がコミュニティ・スクールを導入



※沖縄県は地図を拡大しています。



※母数は令和2年7月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。
※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

19

地域学校協働本部の整備状況 一学校数一

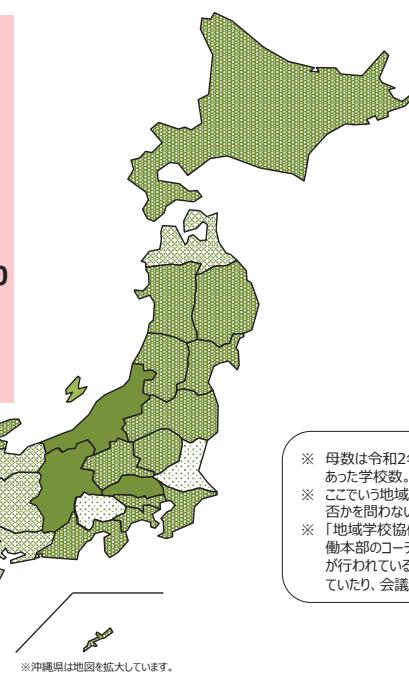
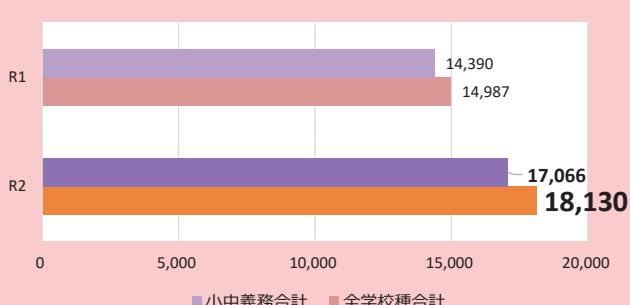
地域学校協働本部が整備されている公立学校数

46都道府県内 18,130校 (令和2年7月1日時点 (年度内の予定を含む))

(幼稚園500、小学校11,777、中学校5,206、義務教育学校83、高等学校386、中等教育学校2、特別支援学校176)

全国の公立学校のうち、50.3%が地域学校協働本部にカバーされている

地域学校協働本部が整備されている学校数※



※ 母数は令和2年7月1日調査で各教育委員会から回答があつた学校数。
※ ここでいう地域学校協働本部とは、国庫補助による活動か否かを問わない。
※ 「地域学校協働本部が整備されている」とは、地域学校協働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議体や事務室があるものではない。

20

コロナ禍でのコミュニティ・スクール、地域学校協働活動の事例(愛媛県)

令和2年度よりコミュニティ・スクールとなった大洲市立平野中学校では、「シトラスリボン運動」に賛同し、地域学校協働活動として中学生が手作りのシトラスリボンを制作し、学校の内外で配布活動を行うなど、コロナ禍の中で、コロナを正しく学び、地域の方への啓発と関係者への勇気づけのための取組を実施。



背景・取組概要

大洲市立平野中学校では、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者等への偏見等をなくそうとする愛媛発の「シトラスリボン運動」に賛同し、学校内だけでなく地域や県内外の様々な人に運動を知ってもらうため、地域学校協働活動の取組の一つとして手作りのリボンを制作し、学校や行政機関、ショッピングモールなど様々な場で配布活動を実施。また、学校の授業の中でもシトラスリボン運動を取り扱うことで、学校における学びと地域における活動がつながり、学校運営協議会で示された課題である生徒の「自主性」や「積極性」を高める活動として展開している。

工夫・ポイント

- ◆ 生徒自身がコロナを正しく理解するだけでなく、地域の方への啓発と医療従事者等への勇気づけのための活動として実施
- ◆ 地域コーディネーターの生徒の「自主性」「積極性」を促す仕掛けとして、行政や地元紙等を活用し、活動を県内外に周知
- ◆ 英語科や家庭科など、授業の中で運動を取り扱うことにより、学校教育と連携した活動として実施



特徴的な活動

- ◆ 生徒と地域団体等の協力による「シトラスリボン」の制作、学校だけでなく地域や様々な場で配布
- ◆ 英語科での海外との交流授業の中で、活動の趣旨やリボンの作り方などを海外に向けて紹介
- ◆ 家庭科の保育学習で、コロナの不安に寄り添う内容の紙人形演劇動画を作成し、幼稚園で披露



関係者の声

(学校) 「活動を通じて、生徒の自主性、積極性が向上している。生徒は自らの行動が誰かのために役に立っているという有用感を感じている。」

(地域) 「地元の中学生が一生懸命に活動している姿を見ることで、地域に暮らしている自分たちも誇らしく感じている。」

(生徒) 「自分たちが作ったリボンを地域の方が身に付けてくれたり、活動を海外の人や園児たちに伝えることが、とてもうれしく感じている。」

21

「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページ

これまで掲載していた地域学校協働活動に関する情報の他、コミュニティ・スクールに関する情報、企業・団体等の教育プログラムに関する情報等を本ページに集約したほか、ホームページを御覧になられる方（自治体、学校関係者、保護者地域の方、企業・団体関係者）ごとに必要と思われるコンテンツをまとめて掲載しております。

学校と地域でつくる 学びの未来 School Home Community



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY, JAPAN

文字

標準

拡大

背景色

標準

黒

青

よくある質問 初めての方へ サイトマップ SNS お問合せ 2文字以上のキーワードを入力 検索

自治体の方

学校教職員の方

地域学校協働活動推進員
(コーディネーター)の方

保護者・地域の方

企業・団体の方

ホーム

国との取組

全国の取組事例

企業等による教育プログラム

関連資料・パンフレット

地域みんなの力で 子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、
教育と子供たちの明日へ心を寄せる
すべての方々に支えられています。



一時停止



未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要です。本サイトでは、国の取り組み、地域と学校が連携・協働した事例、企業・団体・大学等の方学校と協働するためのツール、イベントの情報、等を掲載しています。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは“学び未来”で検索



22

主な社会教育施設

◎教育基本法（平成18年法律第120号）

（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他適切な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

【公民館】（社会教育法第20条）

一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

【図書館】（図書館法第2条）

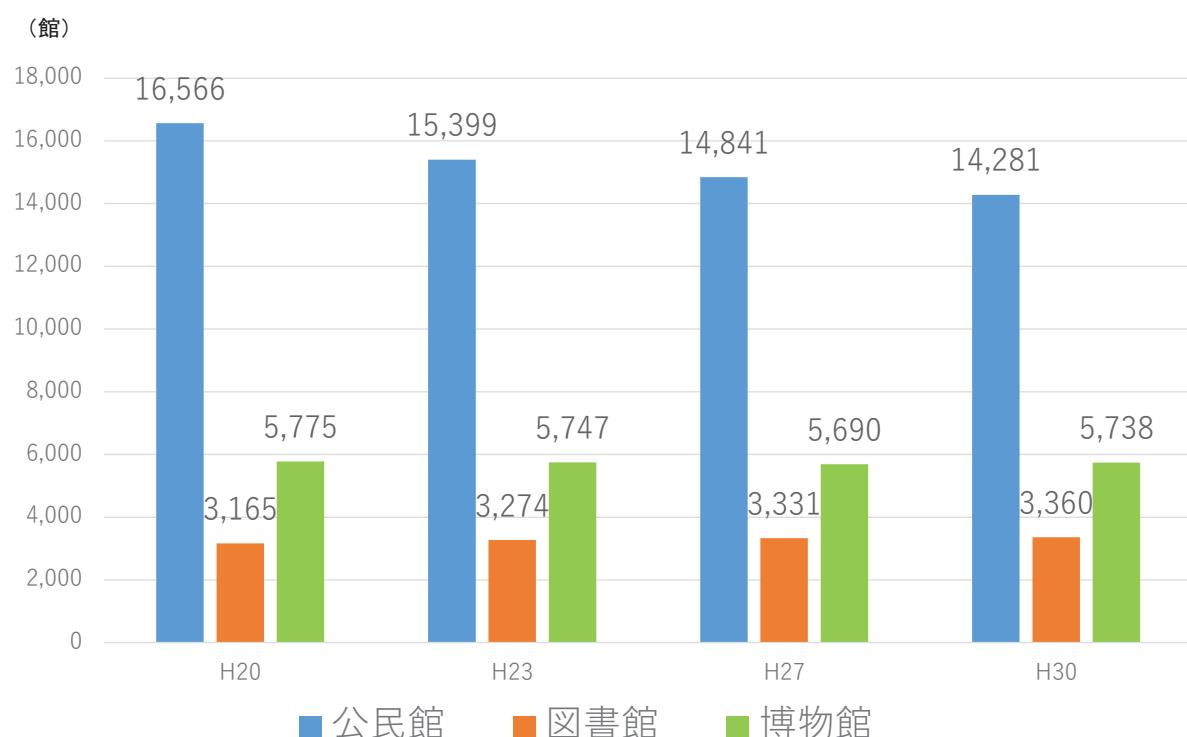
図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

【博物館】（博物館法第2条）

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれら資料に関する調査研究を行うことを目的とする。

23

主な社会教育施設数の状況



※公民館・博物館は類似施設を含む　※図書館は公立図書館のみ

資料：社会教育調査報告書

24

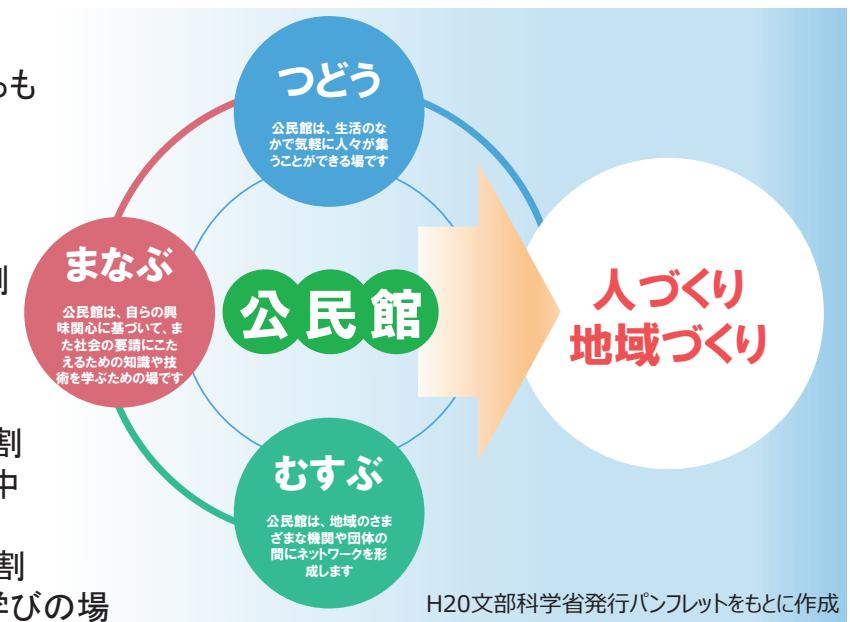
公民館について

○ 公民館の現状と課題

- ・減少傾向にある館数
- ・主催事業減少
- ・利用者の固定化が見受けられるところも

○ 求められる/期待される役割

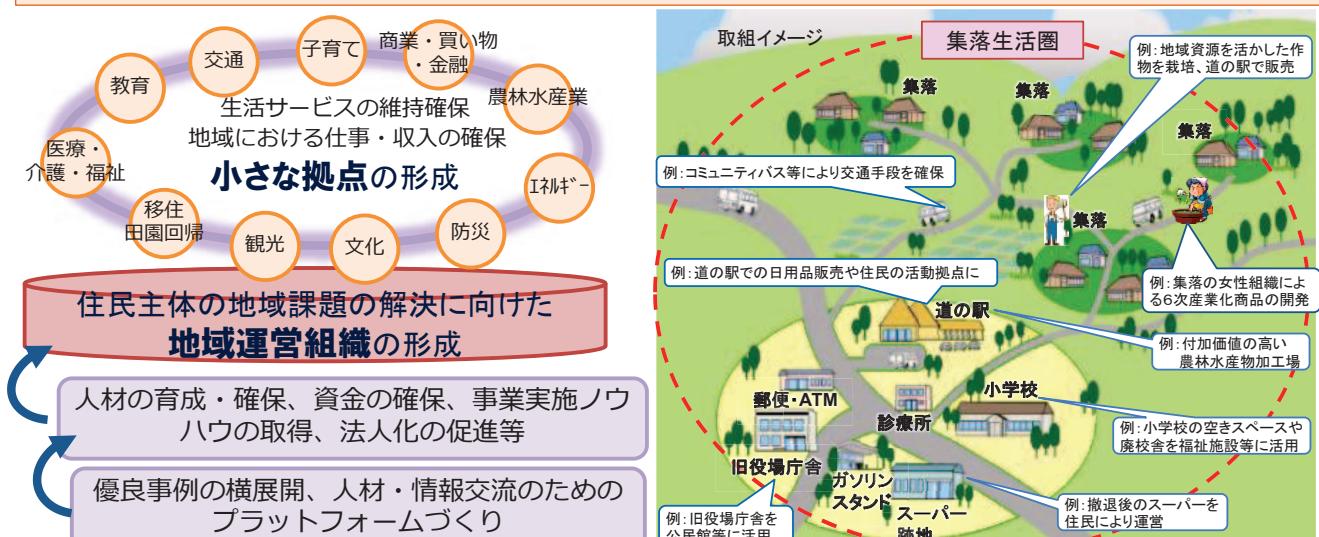
- ・学習の成果を地域課題解決のための実際の活動につなげていくための役割
- ・地域の防災拠点としての役割
- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携
- ・地域学校協働活動の拠点としての役割
- ・中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設としての役割
- ・「地域運営組織」の活動基盤となる役割
- ・外国人が地域に参画していくための学びの場
- ・これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれる。



「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」(平成30年12月21日)より 25

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(**地域運営組織**)の形成が必要。
- 2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所(2019年9月:1,181箇所)、地域運営組織を全国で5,000団体(2018年10月:4,787団体)形成する。



➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局 作成資料 26

社会教育の学習成果をまちづくりにつなげる -愛媛県新居浜市-



(出所)新居浜市教育委員会資料をもとに文部科学省作成

27

障害者の生涯を通じた学習活動の充実に向けた取組

1. 現状と課題

障害者の学校卒業後の生涯学習の充実が重要

障害者の学校卒業後の状況

特別支援学校高等部卒業生
約22,500人
※うち知的障害者は約19,600人

※令和2年度学校基本調査

進学
就職

進学率は約2%

※知的障害者に限ると約0.4%

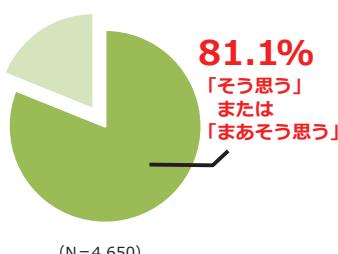
(もっと学び続けたい人も含む)
約9割の卒業生は就職(約3割)、
障害福祉サービス等(約6割)
の進路を選択

特に、進学が困難な
知的障害者の学校卒業後の
学びの場が求められている

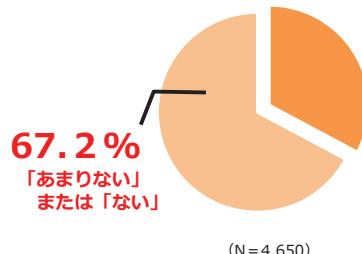
「学校卒業後には学びや交流の場が
なくなるのではないか」松野大臣(当時)が
特別支援学校訪問時に聞いた不安の声

障害当事者へのアンケート結果によれば

障害者の学習機会が
充実されることを重要と思うか?



身边に学びの場やプログラムがあると思うか?



2. 社会情勢の変化

平成26年「障害者の権利に関する条約」の批准
→障害者の生涯学習機会の確保が明記

平成28年「障害者差別解消法」の施行
→国・自治体の合理的配慮の義務化

平成29年 文部科学大臣メッセージ(当時松野大臣)
「特別支援教育の生涯学習化に向けて」

平成30年 「障害者学習支援推進室」設置
→障害者の生涯学習に係る推進体制を構築

※平成30年度「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の障害要因・促進要因等に関する調査研究」

28

障害者の生涯を通じた学習活動の充実に向けて

障害者本人の意識、ニーズ

● 平成30年度 障害者本人の意識等調査

- ・ 「一緒に学習する友人、仲間がない」 → 71.7%
- ・ 「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 → 66.3%
- ・ 「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身边にある」 → 32.8%

29

有識者会議最終報告のポイント

「障害者の生涯学習の推進方策について

—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—（報告）」

学校卒業後の障害者が学ぶ場が十分でない

目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず
共に学び、生きる共生社会の実現
- 障害者の主体的な学びの重視、個性や
得意分野を生かした社会参加の実現

取り組むべき施策

- 国、地方公共団体、特別支援学校、大学、民間団体が
役割分担し、多様な学びの場づくりを推進
- 教育、福祉、労働等の分野の取組と連携の強化が重要

30

有識者会議「障害者の生涯学習の推進方策について
—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—（報告）」より

福祉教育をめぐる課題

- ～課題としては、公民館や生涯学習センター等で行われている障害者青年学級での学習を希望する障害者等が増加する一方で、障害の多様化や参加者の高齢化が進むとともに、スタッフ、ボランティアが不足している～(21頁)
- 共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、共に交流し学び合う環境を整備することが重要～
- ～共に学ぶ場づくりに向けて、生涯学習分野における「環境」「意識」「情報」など、様々な面でのバリアを解消していくことが必要～(25-26頁)
- 福祉教育・ボランティア学習等を通じた、地域における障害に関する理解促進を図ることが望まれる(29頁)

31

表「障害者の生涯学習」を支える実践の多様性

※神戸大学・津田英二教授による整理
(「障害者の生涯学習支援推進の考え方」『社会教育』2018年12月号、日本青年館より)

公民館等における実践	障害者青年学級など障害者を主な対象とする事業
	一般的学級・講座等への障害者の参加(合理的配慮)
	社会教育関係団体やサークルへの障害者の参加
その他の社会教育施設における実践	博物館における合理的配慮
	図書館における合理的配慮、点字図書等の提供
	障害者スポーツセンターの設置
	体育施設における合理的配慮、アダプティッド・スポーツ推進
学校に関連する実践	特別支援学校等の同窓会活動
	大学の公開講座等への障害者の参加(合理的配慮)
	大学等におけるオープンカレッジ、障害者対象の公開講座等
	継続教育を実施する高等教育機関における障害者の受入
社会福祉に関連する実践	障害者支援事業所における文化芸術活動、スポーツ活動、学習活動
	自立生活センター等における自立生活プログラム
	学習活動の参加に不可欠な障害者福祉サービスの提供
	社会福祉協議会の福祉教育活動等
就労支援に関連する実践	就労支援施設における作業としてのアート活動
	一般就労をする障害者の生きがいづくりのプログラム
その他の実践	親の会や家族会などによる学習活動
	障害当事者グループの学習活動
	NPOなどによる文化芸術活動、スポーツ活動、学習活動
	営利事業としての障害者対象の教室等
	民間の学習機会への障害者の参加(合理的配慮)
	医療機関における学習活動、学習支援活動

32